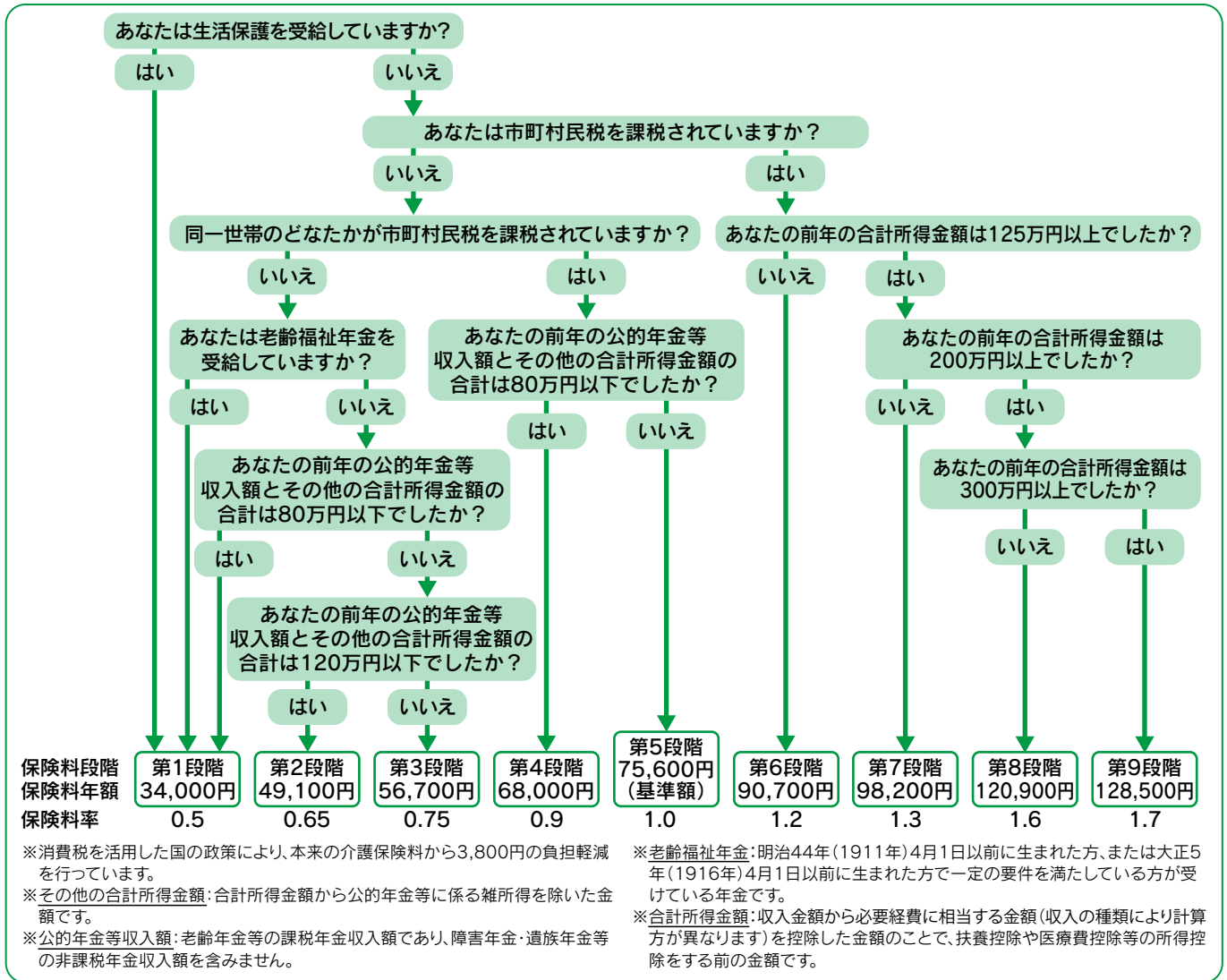


さぬき市の介護保険料について

～第1号被保険者(65歳以上の方)へのお知らせ～

- 「介護保険料納入通知書」を7月上旬に郵送し、平成30年度の介護保険料をお知らせします。
- 平成30年度の介護保険料は、本人や世帯員の市町村民税課税状況等をもとに各保険料段階に分けられ、基準額は75,600円(年額)です。
- 年度途中で資格を取得される方の介護保険料は、資格取得日(65歳誕生日の前日や転入日)の属する月から月割で賦課されます。



介護保険料の特別徴収対象者の捕捉(把握)・特別徴収開始について

介護保険料の特別徴収(年金天引き)については、日本年金機構や共済等の年金保険者側が、被保険者の年金受給年額が18万円以上であること等の条件により、特別徴収(年金天引き)対象者として捕捉(把握)することで開始されます。

年金保険者捕捉月	特別徴収開始月	年金保険者捕捉月	特別徴収開始月
4月	→ 10月	12月	→ 翌年6月
6月・8月・10月	→ 翌年4月	2月	→ 8月

※普通徴収納入通知書送付後に特別徴収が開始された場合に二重納付の可能性が発生することから、6月および8月捕捉分については、10月捕捉分と併せて翌年4月から特別徴収が開始されます。

こんな場合は、普通徴収(納付書または口座振替での納付)になります。

- 年金受給年額が18万円未満
- 2月に特別徴収(年金天引き)が行われなかった。
- 年金が一時差し止めになった。
- 年金を担保に借入れを行った。
- 年金種類の選択替えを行った。
- 過年度分の所得段階に変更があり、保険料が増額になった。
- 本徴収確定(7月)以降で現年度分保険料段階に変更があり、保険料が増額または減額になった。
- 年度の途中で他の市区町村から転入した。
- 年度の途中で65歳になった。(4月の時点で年金を受け始めていない) 等

※普通徴収対象者については口座振替制度がありますので、希望される方は通帳および届出印を持参のうえ、さぬき市役所(本庁・支所・出張所)、市内取扱金融機関または市内郵便局にて手続きをお願いします。

なお、年金特別徴収対象者については口座振替を選択できませんのであらかじめご了承ください。

【問】介護保険課 ☎(0879)52-2519